シルバーハウジング入居事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、シルバーハウジング・プロジェクトに基づき新潟県が建設したシルバーハウジングの入居に係る事務について、新潟県営住宅条例（昭和 35 年新潟県条例第６号。以下「条例」という。）及び新潟県営住宅条例施行規則（昭和 40 年新潟県規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) シルバーハウジング･プロジェクト　建設省住宅局長及び厚生省社会局長通達（昭和 63 年２月 15 日付け建設省住建発第８号、厚生省社老発第７号）に基づき、高齢者の生活特性に配慮した住宅及び付帯施設の供給並びにライフサポートアドバイザーにより福祉サービスの提供を行う事業

(2) シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）　シルバーハウジング・プロジェクトにより新潟県が建設した、高齢者に対応した機能を有する県営住宅

(3) ライフサポートアドバイザー（生活援助員）　シルバーハウジングの入居者に対し、必要に応じて生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等のサービスを行うため、シルバーハウジングの所在する市（以下「所在市」という。）が派遣した者

２　シルバーハウジングの位置及び戸数は別表に掲げるものとする。

（入居者の資格）

第３条　シルバーハウジングに入居できる者は、条例第６条に規定する入居資格のある者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 60 歳以上の単身世帯、60 歳以上の夫婦世帯（夫婦の一方が 60 歳以上のものをいう。）若しくは 60 歳以上の高齢者のみからなる世帯又は障害者（規則第１条の 15 第１号アからウまでに掲げる者をいう。）の単身世帯、障害者のみからなる世帯若しくは障害者と 60 歳以上若しくは 18 歳未満の者のみからなる世帯

(2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者

（入居の申込み）

第４条　前条に規定する入居資格のある者で、シルバーハウジングに入居しようとする者は、入居申込みをするときは、規則第３条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業申込書（別記様式１）

(2) 入居者及び同居親族の自活状況申立書（別記様式２）

（入居者の選考）

第５条　入居者の選考に当たって、所在市は、第３条第２号の資格要件に合致しているか否かについて、所在市の老人福祉担当部局に協議するものとする。

（同居の承認）

第６条　規則第 12 条第１項の規定により同居の承認をするときは、第３条に該当する場合に前条の協議をして承認するものとする。ただし、一時的な介護の場合は、この限りではない。

（入居資格の喪失）

第７条　入居者全員が長期入院となる等、シルバーハウジングでの生活が困難になった時は、住宅を返還するものとする。

なお、当該入居者の処遇について、所在市は、所在市の老人福祉担当部局と協議の上、対処することとする。

附　　則

この要綱は、平成６年７月１日から実施する。

附　　則

この要綱は、平成 13 年６月１日から実施する。

附　　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　　則

この要綱は、令和８年８月 17 日から実施する。

別表

シルバーハウジングの位置及び戸数

位　　置	戸数	
見附市学校町２丁目 13 番 79 号	１０	
上越市安江３丁目５	１２	
長岡市稽古町 1641 番地１	２０	

別記

様式１

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業申込書

年　　月　　日

様

住所

氏名

県営住宅の入居申込みに当たり、下記のとおり高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業に申し込みます。

入居後は、生活援助員の派遣に要する費用を負担します。

記

１　高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の名称

県営　　住宅

２　現在の家族（入居申込者を除く。）

氏　名	続柄	年齢	職　業	氏　名	続柄	年齢	職　業

３　家族による援助が困難な理由

４　入居後の連絡先

住　　所

氏　　名

電話番号

様式２

自　活　状　況　申　立　書

入居申込者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　年齢　　（　　）歳

２　性別　　男　・　女

３　身体について（いずれかに○をつけてください）

(1) 現在のところ特に病気・障害はない

(2) 病気・障害がある（内容を記入してください）

①　病気・障害名　　（　　）

②　程　度　　（　　）

③　補装具の種類　　（　　）

④　通院している病院名　（　　）

⑤　その他　　（　　）

４　日常生活について（いずれかに○をつけてください）

(1) 買い物等の外出する用事はできますか　　できる　　できない

(2) 炊事は自分でできますか　　できる　　できない

(3) 食事　　〃　　できる　　できない

(4) 排便は普通の便所でできますか　　できる　　できない

(5) 入浴は自分でできますか　　できる　　できない

(6) 掃除、洗濯は自分でできますか　　できる　　できない

５　その他特記事項（上記以外の身体・生活上のことを記入してください）